

関東地方整備局事業評価監視委員会（平成20年度 第1回）
議事録

河川事業

重点審議内容の選定

進士委員

重点審議については、広域で3県にわたり、なおかつ下流部に課題も多い場所で、洪水でいろいろ要請の高い、久慈川にした。

相模川は、無堤部の築堤などは速やかにやらしてもらわなければいけないが、特別に議論を深めるところではないだろう。

吾妻川は、大分議論したが、天然自然現象を中和剤で永遠にやるのかということを行った。

武蔵水路は老朽化の問題だが、これこそ速やかにやるべき課題だろう。

西谷委員

重点審議は、久慈川ということにした。

理由は、相模川は、大きいダムが上にあり、吾妻川も八ツ場ということで、我々の耳にはそんなに珍しいところではない。久慈川というのは、川を総合的に考えていく上では基本的な地方の川であろう、川の改修の基本的な問題の勉強にもなるかもしれないし、都市部の川と地方の川はどう違うのかということから、重点にあげた。

武蔵水路は、東京オリンピックのときにできた水路が老朽化してきたということで、時代の要請に合わせて、利水だけではなくて、周辺の治水も含めた形で改築したいということで、これもぜひやらないと東京の水が危ないということ。

質疑応答

西谷委員

久慈川について、地方だからできるというか、土地条件が許すからできるというか、輪中堤とか、宅地の嵩上げで地盤を上げて対応するということだが、これは整備計画の中でどのように取り扱われそうか。

事務局

整備計画については、まだこれから検討という段階で、個別の箇所についてどうするか調整しているところ。全体の基本方針としては当然、全川的に堤防を整備していくことに

なっているが、実際に浸水の被害が起きている状況を踏まえると、早急に治水上の効果を発揮させなければならぬため、こういった対策を行っている。

現地の状況を見ながら、実際にこの川のまち側に存在している住宅の状況であるとか、川全体でいくと上下流バランス、堤防の左右岸バランスなどを見ながら、早期に効果を発揮させるための手法について、整備計画の中で具体的に検討していくことになる。

進士委員

ここは掘削とか築堤とか輪中でいろいろな工夫をされているので評価したい。それを積極的に緻密にやるという方向で研究してほしい。

吾妻川は、酸性河川の水資源を活用しなければいけないので対策を打つというのか。考え方の問題なのだが、酸性が強いからこれをとにかく中和する。中和すると結果的に水道用水としても利用が可能だし、発電所の酸害も減る。では巨大なプラントをつくったり、ダムをつくったり、中和剤を大量に投入して、自然現象と永遠に戦うのかということ。

問題は、今の財政事情で、けたの大きな数字を持っているからやれるということ。小さくなったら、地味に積み上げで細かくやるはず。その辺の事業の執行に対する姿勢が大事。

そういう意味で、河川計画、治水計画のトータルな研究活動として、国総研みたいなところがどういうことを積み上げてやるのか、そういうモデルをつくっていくのかとか、そういう要望でもある。

岩崎(政)委員

1点目として、久慈川は直近5年間の進捗状況が極めて悪い。堤防整備率は1%進んでないが。これは何か具体的な理由があるのか。

2点目として、昔みたいに村がある程度固定して居住地域が決まっているような場合には、そこだけ囲い込むようにして守るとするのは非常に効果的だったと思うが、今のように土地について利用形態をそんなに限定することができない状況では、輪中堤でほかには家を建ててはいけないという地域地区規制もかけてやるのだったら意味があるが、そうでない場合、現在いる人を救うのはいいが、そうでない人がまた地域に住んできた場合に、それをどう救っていくかということがよく見えてこない。輪中堤をやるのであればプラスアルファの規制も必要になると思うが、どうか。

事務局

まず完成堤の延長が進んでないという状況だが、築堤事業ということで、その進捗状況の1つの指標として示している。事業費の中では、築堤に向けて用地を確保するのに投資をしたりしている。

久慈川の築堤をどういう手順でやっていくかという検討の中で、限られた予算の中で優

先度をつけてやっていかなければいけないので、輪中堤のようなもので対策を行うということ。限られた予算の中で一気に進めていくことはなかなか難しい面があるということで、このような数字になっている。

進士委員

0.7%しかアップしていないと数字を指摘されるといろいろな総合的な手だてをやりづらくなる。決まったパターンでやった方が絶対効率がいいはず。

つまりこれは指標の作り方が悪い。堤防の延長とか断面のクリアとか特定のところだけを単年度で指標化すれば、いいときもあれば悪いときもある。事業を総合的にやればやるほど。

ここでは、掘削した土を築堤に回すなど、循環させながらやっている。それを全部近場へ捨ててしまうということをやって、片方では築堤はどこかの山から削って取ってくる方が効率はずっと上がるが、環境というのはトータルなものだから、そういうものを上手に回しながらやるというやり方が大事ではないか。

それが今度は指標化して、0.7しか上がってないじゃないかと言われると、今度は非常に合理的な分業化システムになってしまうと思う。逆に言うと指標の立て方が単年度、5年、6年でこういう何十年もの事業を1つの物差しにして数字で示すということの危険性も自覚した方がいい。

事務局

どういった指標を用いてこの進捗状況を示すかというのは非常に苦労しているところ。そこは今後も、よりわかりやすい指標を示せるように努力していきたい。

西谷委員

今の78が78.7ということで、少ないとか多いとかいうよりか、これが地方の川の実態。これで問題がなかったわけではなくて、それほど大きな問題にはならなかったということは、氾濫を許しながらうまく処理していかなければいけないような土地条件だったと考えていけば、もう少し積極的に土地条件を考えて連続堤でない方法を取り込むことができる。そういう新しい治水の考え方が出てくるのかなと思い、これを重点に選んで、今の議論は、その目的を達したように思う。

森地委員長

これから、そういったことを河川整備計画で決めるのではないか。

事務局

まさにそうだと思っている。

将来的な目標は基本方針で定めて、中期的に具体的にどういった整備をしていくかを整備計画の中でこれから見つけていくので、その中でより有効な効率的な整備の手法について検討し、示していくことになる。

2点目の輪中堤については、ソフト的な対策も合わせてということだと思う。まだ実現化しているわけではないが、今後、そういったこともソフト的な対策として検討していきたい。

森地委員長

都市計画の区域内でなくて、しかも土砂災害の危険地域ではないところで、土地利用規制の手段はあるのか。

河川部長

通常、輪中堤を作ったところは、その外に家屋が立地しないように、建築基準法の災害危険区域で規制している。この場所はまだそこまで検討は進んでいないかもしれないが、通常いろいろなところでやられる場合は、そういう規制をかけてやっている。

進士委員

河川事業がもっと地元のまちづくり計画みたいなものとの連携をとりながらやる必要があるのではないか。しかもそれぞれがそれなりの地域活性化のようなものを求めている地域では、なおさらのこと。

B / Cの数字で事業の継続か中止かを出すような気分があるが、そうでなくて地域全体にプラスになるということをやるのが公共事業というものだから、地域との連携はどうなっているとか、そういう情報開示をして一緒に協議して、地域の要求を河川事業と一緒にしてやると何がやれるのかというプロセスを河川整備計画の中に入れるような発想をこれからしていくべきではないか。

磯部委員

整備計画では、途中段階を含めてできるだけ効果を発揮するように考えながらプロセスを進めていくのだろうと思うが、整備期間が何十年と長い期間となっており、その何十年でやるかというのはどこで決まるのか。例えば久慈川でいうと65年と書いてある。

また、今後の検討課題だと思うが、洞爺湖サミットもあって、社会での議論で地球温暖化というのが随分出てきて、降雨パターンも恐らく変わるだろうということも出てきているが、そうすると65年という年数だと、これが効果を発揮するときには降雨パターンも違

っていて、今のまま放っておけばますます洪水はひどくなるし、だけど整備したからといって目標が達成されない状況になる。そうすると長期的には少し、計算の仕方も変えなければいけないのではないか。

事務局

65年とは、工事实施基本計画の中で定められている期間で、目標とする整備の度合い、安全度に向けて整備するに当たって、実現性や財政的な面からの検討も踏まえて、決まっていると考えている。

今現在の制度としては、河川整備基本方針があって、中期的な整備を定める河川整備計画という二段構えになっており、河川整備計画では、ある程度決まった期間（30年程度）でどれだけ安全度を目指していけるか、どれだけ安全度を高めるべきか、そういった視点から検討していくやり方になっている。

磯部委員

できる範囲で、できるだけ早くということを考えるということか。

事務局

具体の整備メニューを書き込んでいくので、そういったことからの検討になる。

実際に温暖化で降雨パターンが変わった場合に、見直すべきだと考えている。整備を進めながら、実際に今の川の状況はどうかということも常にモニタリングし、基本的な整備計画、マスタープランについて、その時点の状況を踏まえて妥当かどうか常に見ていきながら、場合によって、必要に応じて見直していかなければいけない。

吾妻川については、生活が流域で営まれているという中で、水の利用に対するニーズ等があるので、使える水を確保するために中和事業を行っている。その効果によって今成り立っている社会経済活動を今後も維持していくために、それをより長くやっていくための対策を今検討しているということ。財政状況の中でできるだけのことをやっていく。いかに工夫して安く効果的な対策を打っていけるかということ。

岩崎(美)委員

久慈川と相模川の事業に要する費用の中の維持管理費について、前回と違うのは、違う算定をやり始めたということなので、それをもう少しわかりやすく説明されたい。

例えば、前回の久慈川は建設費が503億円で維持管理費が64億円、相模川は建設費が148億円で維持管理費が19億円で、大体13%ぐらいになっている。新しいやり方で維持管理費を計算したということだが、そうすると久慈川のほうは大体3対1だが、相模川のほうが建設費が154億で維持管理費が72億とかなり高い。そうすると相模川の維持管理費がとり

わけ高くなる理由があるのか。建設費に対する維持管理費の割合はどの程度なのか、一般的なラインがあるのか。

事務局

以前のやり方は、その年の事業費に対する率ということで算出していた。今回、相模川については、延長が全体6 kmしかない、久慈川は一般的な河川でかなり長い延長を持っている。そういった延長によって維持管理にかかる経費は、単純にある一定の単位の管理しなければいけない距離があるとして、それにかかる経費を距離が掛け合わせれば値になるといったものではなくて、より長い延長になれば、全体で維持管理するので、それを単純に割り戻すと効率的ということになる。相模川については、区間は短い、最低限どうしてもかかる費用のところ、大きく数字が見えてしまっている。

森地委員長

維持管理といっても、草刈りだったり、ポンプがあったり中身が違うのではないかと。全て延長で計算できるものなのか。

事務局

実際ここで用いている数字は、過去5年間の実績の維持管理費用を平均して、それを維持管理の期間（整備期間プラス50年間）の維持管理費として積み上げている。

川によって違うのは、そういった延長や、構造物の数などによって違って来る。川によって堤防の勾配も違うので当然、堤防の法面の面積も違って来る。そういったところでも変わってくる要因がある。

森地委員長

もう1つは、久慈川の維持管理費、64が140になったのはなぜかということだが。

事務局

久慈川については、前回は率計算だったが、今回は実績を用いて、より実態に近い値にしている。構造物については突発的な費用も若干かかるので、そういったものも反映した数字になっている。

西谷委員

今のは答えになってない、次回でもいいからちゃんと教えていただかないと、今の答えでは納得できない。

森地委員長

維持管理費用について、どういう中身で、川によってどうなっているということを説明すればいい。次回、資料が整ったときにまた説明いただく。

今回の3事業の対応方針については説明のとおりでよろしいですか。

————— ありがとうございます。それでは、原案のとおりにさせていただきます。

整備計画ができあがったところでまた報告いただきます。

笠委員（武蔵水路改築事業について）

（資料1-5の11ページについて、）都市用水と浄化用水というのを特にここで区別される趣旨、それを合わせると結局43.2 m^3/s なるので、前回の評価時よりは、利水に対してはかなりアップして、治水に対しては減らしたのか。治水が減った部分は元荒川流域のほうで別途の事業が行われることになったという説明だが、その事業費が幾らぐらいで、それとこれをセットにした場合の費用対効果はどうか。

事務局

基本的には浄化用水が都市用水の利水目的ではなく、治水目的として計画をしている。

治水の規模を15 m^3/s 縮小していますが、これはもともと治水目的をこの水路は持っていなかったが、今回の改築事業で、周辺地域の治水対策をこの水路で確保するというので、現況の水路断面で対応できる部分を今回の事業で対応し、縮小している15 m^3/s 断面については別途事業で対応する方針。

これについては、今後の段階として、埼玉県等においてそういった対応をとるということで、あくまでも今回の事業は段階的な整備と考えており、それを含めた費用対効果ということにはなっていない。

笠委員

利水としては43.2 m^3/s という形で従来の計画よりもかなり大きくされて、治水のほうは大分減らされたのか。その理由としては、もう1つ別途の事業を元荒川地区で立ち上げられるので、治水のほうは軽減されたという理解でよいのか。

事務局

都市用水として43.2 m^3/s ではなくて、あくまでも都市用水として35 m^3/s 。浄化用水については治水目的という整理。

経営企画部長

都市用水の減少分については、特に埼玉県の都市用水が多いが、武蔵水路を使わずに、

利根大堰から土地改良事業でつくった水路を使って運べるので、埼玉県分の都市用水が減少になっている。それが3 m³/s程度で、その分の減少分で約3 m³/sになっている。

浄化用水については、治水に必要な断面は洪水時以外は浄化用水として流せるという考えで、前回のときは治水対策の一つとして浄化用水を入れていたが、今回は浄化用水と治水と明確に2つに分けてあらわそうということで、治水対策の中を割って、洪水調節と浄化用水に分けて記述した。

岩崎(政)委員

前回の評価時においてシールドトンネル方式が提案されたとき、治水対策として最大75 m³/sの水量を流す必要があるということだった。今回は予算は減らすという点でやむを得なかったのかもしれないが、50 m³/sに治水流量が減っているので、これでも大丈夫だということを示して欲しい。残りの15 m³/sは別途事業でという説明だけでは具体的ではない。

事務局

規模を縮小した部分については、当面、武蔵水路事業と並行して埼玉県の地域対策として例えば洪水をためる貯水施設なり、内水排除のための用水路等をあわせて検討していくということで、75 m³/sについては地域の治水対策として今後確保していくということ。

岩崎(政)委員

その部分についてはまだ未確定なのか。

事務局

具体的な計画はこれから。当面その間は、武蔵水路の水量調整・運用をしながら元荒川のピーク、それぞれの流域からのピーク時の重なりがなければ、元荒川からそれなりに規模を落とした部分についても、時差の中で運用ができる部分が一部出てくると思われるので、100%規模が落ちることにはならないと考えている。

森地委員長

要するに埼玉県が、都市用水についても、治水についても、自分でやるからここは減らしていいと言ったという理解でいいか。

経営企画部長

埼玉県の流域の治水計画をつくる際に、武蔵水路を使うのと、上流の元荒川で放水路計画もあったが、どういう対策をするのが一番B/C上ベストかという治水上の検討もした中で、優先的に動いている武蔵水路については、水路断面上これぐらいは最大乗れるだろ

う。残りの部分について、まだ処理が残っているけれども、緊急的にできるものだけ先に動こうということ。

森地委員長

武蔵水路改築についてはこれまでにしたいと思います。

これについては今の説明、それから、対応方針について御了解いただけますか。

————— ありがとうございます。それでは、原案のとおりにさせていただきます。

営繕事業

重点審議内容の選定

岩崎(美)委員

官庁営繕事業の全体像を示して、その中で本省と、関東地整と、この監視委員会、の役割について、位置づけを明確にすること。

今年度より新しいマニュアルによって評価を行うということで、業務を行うための基本機能B1と、政策に基づく付加機能B2を使うということだったので、その考え方をわかりやすく説明してほしいということをお願いした。

また、評価項目が一般的な庁舎の新築を想定しているので、特定目的の施設ですとか、増築の場合に必ずしも適切ではないような評価項目があるので、これは一体どう対応すればいいのかというのは今後の検討だと思う。

秋山委員

今回から基本機能と付加機能に分けたということで結果だけが出ていたので、その判断基準、特に基本機能についての判断基準がどうなっているかということを説明することを要望した。

以前からそうだが、アンケート調査の結果がぼつぼつと出てきているので、CSを含めた非常に丁寧なアンケートをしているということなので、そういうアンケートの全体を教えていただいた上で、今回のこの委員会に出ている結果についての意味を補足することを要望した。

コストの内訳分析については、基本的な機能のコストと特殊機能のコスト、特にどういう特殊機能でプラスアルファになっているかというところの説明と、これまでのほかの営繕案件と比べてどうなのかということが一度にわかるようにしてほしいと要望した。

質疑応答

中条委員

営繕事業についての評価は大変難しいのはわかっているが、このような施設の場合、税務署の増改築という話とは違うので、これは普通の費用対便益でやるべきではないか。これは通関施設だから、基本的には成田空港についてどれくらい今後、貨物需要があって、それに対してどれだけの通関処理しなければいけないか。そのためにはこれだけの広さのものが必要である。今回どれくらいの大きさのものが増築になったか。それだけで足りるのかどうかということがあるわけで、どれくらいの規模のものが必要で、そこだけ費用対便益するというのも、成田空港全体の費用対便益をやらないと意味がない話なので、これだけを果たしてやるということが意味があるのかという点。

こういったものについては通常の費用対便益でやっていい話ではないか。

評価すべきものは、税務署を増改築する場合とこういうものでは違うはず。

営繕部長

通関業務は民間施設を借りて機能していたわけで、それが狭かったので増築で解消したということであり、そのような事業の評価を費用対便益でやるのはちょっと難しいのではないかとということで、昨年度、評価手法を修正してこのような形で評価をしている。

中条委員

税務署というようなものについてはそれでいいが、これはターミナル施設の一部であって、こういう施設をふやすとか増加させるのが効率的かどうかという議論をするべきではないか。

営繕部長

既に施設の機能としてはあったものなので、やるとしたら、大きくなったことによって効果が上がったかどうかというのを見ないとおかしいと思う。ただ、それを便益で出すということは非常に難しいので、このような形でやっていると理解している。

中条委員

民間ビルで今まで借り上げていたところと同じ床面積のものをつくった。今まで民間ビルでやっていたよりも実際に保有でやった方が得であるという点を見たということか。大きさは同じか。

営繕部長

大きさは大きくなっている。

中条委員

大きくなったからには大きくしなければいけない理由が必要。これだけ貨物輸送量が伸びているから当然必要だと思うが、「道路の交通量が伸びている、したがって拡幅が必要である」というのと同じような費用対便益をやるべきではないか。

営繕部長

貨物輸送量は伸びていない前提で、同じ仕事量があるところに対して狭いという状況であった。

中条委員

これはそういう発想でやるべきではないのではないか。

貨物輸送量が減っているのだったらむしろ縮小しなければいけない。将来の貨物輸送量の需要予測をもとにして、これだけの通関、検疫の需要が発生するから、これだけの床面積のものが必要である。もしかしたらこれだけでは足りないかもわからない。

営繕部長

そこは新規採択時の評価でやるべきもの。事後評価は、そののところをはずした形で、このような形でやりましたという説明をした。

中条委員

ほかのプロジェクトについては新規採択時と同じような評価を当然私たちはやるわけなので、これについてもそれをやるべきだ。

森地委員長

各省だとか各担当のところからこういう建物をつくってほしい、それに予算がついて、そこから事業をやるときだけ営繕が担当する。その前に決めているところは我々の範疇ではないのではないかというのが中条先生の意見だったと理解しているが。

中条委員

新しい税務署の建物が必要かどうかというのを我々が議論できる話ではないが、関東地方整備局のプロジェクトだから、そういった施設整備と社会資本整備に関しては私たちが言っていこうという発想。

菅繕部長

ただ、税関施設ですので、これは別の組織になり、うちではできません。

中条委員

そういうことですか、わかりました。

森地委員長

規模の話は、B 1 で検討することになっている。

菅繕部長

与えられた命題に対して、つくったものの規模が問題ないということを確認することだと思っている。

森地委員長

財務省がこれだけほしいといったのにもっと大きいのをつくる可能性があるということか。

事務局

そういうことではない。

予算がついたとき、これだけの予算で、これだけの規模のものをつくりなさいというのが示されるので、確かにその予算で必要な規模のものができあがりましてというのが事後評価のときの規模についての判断になる。

森地委員長

もともと発注者と事業をやる人が違うので、ここだけでは難しいが、一応本省で我々の議論を踏まえてマニュアルも改定されたようです、よろしいですか。

この菅繕事業についても既定方針どおり十分に条件を満たしているということでお認めいただけますか。

————— ありがとうございます。それでは、そのとおりにさせていただきます。

その他

第2回事業評価監視委員会

開催日時：平成20年10月21日（火） 14：00～17：00

開催場所：さいたま新都心合同庁舎2号館

審議案件：河川事業、港湾事業、公園事業、営繕事業

重点審議委員

河川事業：西谷委員、山岸委員

港湾事業：磯部委員、笠委員

公園事業：進士委員、岩崎（美）委員

営繕事業：秋山委員、岩崎（美）委員